

議案第29号

専決処分の承認を求めることについて

幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に幸手市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決第4号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和2年3月31日

幸手市長 木村純夫

幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

幸手市長 木村純夫

幸手市条例第9号

幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幸手市国民健康保険税条例（昭和40年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。